

『基本と実務がよくわかる小さな会社の給与計算と社会保険 23-24 年版』お詫びと訂正

本書で記載されている内容に誤りがありました。ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

●P181 寡婦控除の欄

「特別の寡婦 ・子どもが扶養親族となっていることを確認する。 ・所得金額を確認する。」を削除

●P183 寡婦控除とひとり親控除の区分と控除額

誤)

区分	要件など	控除額
寡婦	夫と死別または離婚した独身者で扶養する子どもがある者	35 万円
	夫と死別した独身者で所得金額が 500 万円以下である者	27 万円

正)

区分	要件など	控除額
寡婦	夫と死別または離婚した独身者で寡婦の条件に当てはまる者	27 万円